証人等の実費弁償に関する条例

(昭和 47 年 3 月 15 日 条 例 第 4 号)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条及び地方公務員法(昭和25年法律第261)第8条第5項の規定その他の法令又は条例の規定に基づき、本組合議会及び公平委員会等に出頭又は参加した者(以下「証人等」という。)の実費弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 証人等に対しては、実用の弁償として旅費を支給する。

(旅費の種類等)

- 第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とする。
- 2 前項に規定する旅費は、福岡県田川地区消防組合職員旅費支給条例(昭和 45 年条例第 6 号) の規定により消防職員(消防長を除く。)に支給する例による。

(支給方法)

第4条 旅費は、証人等が出頭し、又は参加した際に支給する。

(その他の証人等の実費弁償)

第5条 第1条に規定する者以外の者で、組合機関の求めに応じ証人、参与人等として出頭する者に対し、その出頭のために要した費用の実費を弁償する場合は、別に法令により定めるものを除くほか、前2条の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。